

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西平小川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
五九三番三地先まで	比企郡小川町大字下古寺字田 中二一四番四地先から	区 間
一〇・二〇〇～二一・七〇	七・六一～一四・一一	敷地の幅員 (メートル)
	四三九・一三	延長 (メートル)
	道路改築事業による。	備考